

平成18年9月27日

大阪市長 關 淳一 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公雄

公益通報（第18-01-14号）に関する関係局の対応について

標題について、平成18年6月20日付けで、本委員会が実施した勧告に対して、関係局がとられた下記の内容が確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

記

確認内容

- (1) 新休憩棟の使用許可外箇所からの「大阪北港ヨットクラブ（以下、「OHYC」という。）」所有物等の撤去、および1階から2階への仕切りと2階への直接出入口の設置。
- (2) 北港ヨットハーバー内の行政財産（通称「メルボルンハウス」。以下、「新休憩棟」という。）の表示板の設置等の利用促進措置。
- (3) OHYTが管理するホームページの表示内容の改善措置。
- (4) 「メルボルン／大阪ダブルハンドヨットレース推進協議会」の、会計の透明化に向けての（社）大阪港振興協会への指導措置。

（参考） 勧告の概要

- ① 新休憩棟の目的外使用許可の相手方であるOHYTに対し、使用許可の取消し又は、使用許可条件の実効ある遵守方策の実施等により、正常な管理状態に回復し、新休憩棟を行政財産として適正に活用すること。
- ② 一般利用者への新休憩棟の利用促進の案内を図ること。
- ③ OHYTが管理するホームページ等での不適切な表示の改善を図ること。
- ④ 「メルボルン／大阪ダブルハンドヨットレース推進協議会」の会計について、事務局を務める（社）大阪港振興協会を指導監督すること。